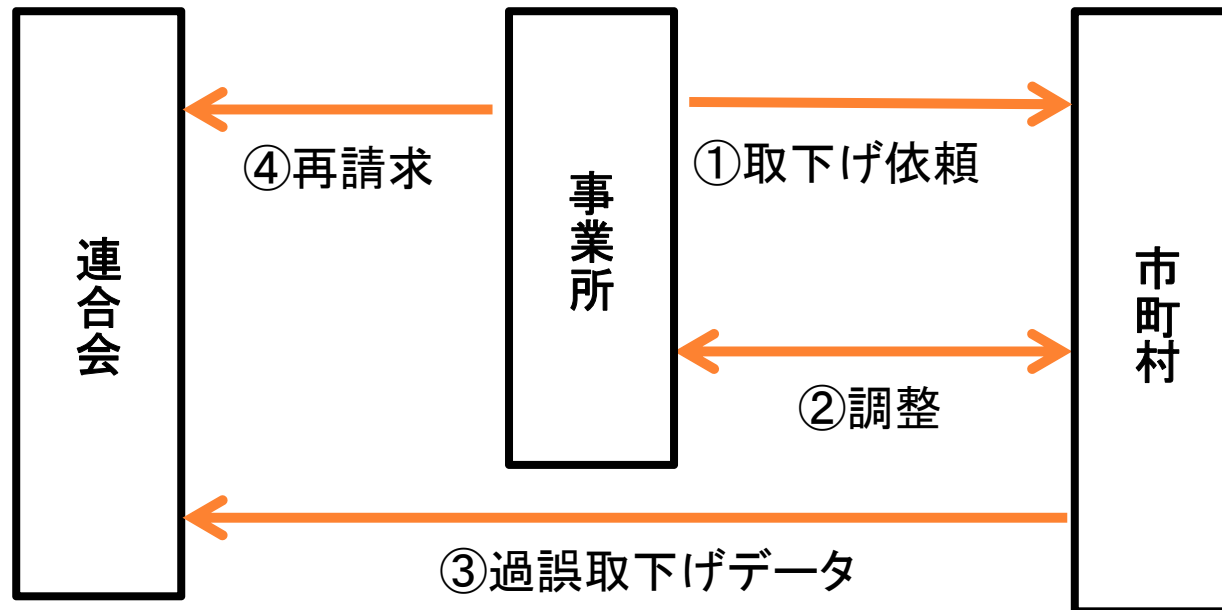


## 7. 取下げ依頼（過誤申立）について

支払済のデータを修正する場合は、市町村に取下げ依頼(過誤申立)をしてください。  
市町村と調整し、指定された月に修正データを再請求してください。  
障害は取下げと再請求を同じ月に行います（同月過誤）。



- 取下げ依頼(過誤申立)をせず再請求した場合、または市町村が指定した月よりも前に再請求した場合は重複請求で返戻となります。(エラーコード：ED01)
- 過誤申立をして再請求しなかった場合または再請求金額が取下げ金額を下回る場合、支払額が少なくなったりマイナス金額（過払金）が発生することもあります。  
(P.2「金額調整の考え方」参照)

## ◆過誤調整の流れ (P.1図参照)

### ①取下げ依頼

- ・該当受給者の市町村に取下げ依頼（過誤申立）を行ないます。
- ・取下げ依頼に関する手続きは市町村ごとに異なるため、市町村にお尋ねください。

※市町村への取下げ依頼は数か月に分けて行なうことも可能です。

取下げの件数が多く、過払金の発生や支払金額が少なくなることを避けたい場合は、事業所にて取下げ依頼の件数を調整のうえ、市町村に取下げ依頼を行なってください。

### ②調整

- ・市町村と、過誤申立分を何月に再請求すればよいか調整をとります。

### ③過誤取下げデータ

- ・市町村から連合会に過誤取下げデータが送信されます。

### ④再請求

- ・過誤申立をした受給者の修正データを連合会に送信します。
- ※市町村が指定した月の1～10日に請求してください。

支払額がマイナスとなった場合、「過払金」として現金で返還していただくこととなります。

## ◆金額調整の考え方

$$A \text{ (当月分+再請求分)} - B \text{ (取下げ依頼分)} = C \text{ (支払額)}$$

	当月分	再請求分	取下げ依頼分	支払額
例1) BがAより小さい場合	(2万円 + 1万円)		2万円	= 1万円

例2) BがAより大きい場合	(2万円 + 1万円)		5万円	= <b>-2万円</b>
----------------	-------------	--	-----	---------------

## ◆過誤についての注意点

### ①過誤申立データの送信時期について必ず市町村と調整を取ってください。

過誤申立の際には、「何月に連合会へ過誤申立データの送信をするのか」市町村へ確認していただき、該当月の1～10日に当月請求分と過誤申立分を送信してください。

#### ※過誤申立を行ったデータの再請求がない場合

当月請求分のみ金額から過去、支払済の金額を取下げし相殺するため、**事業所への支払額が大幅に少なくなる可能性があります。**

#### ※事業所への支払金額より過誤金額が上回った場合

請求月翌月、事業所より国保連合会へマイナス分の金額を振込みして頂くことになります。振込方法等については、国保連合会よりご連絡します。

### ②利用者負担上限額管理結果票は 過誤申立をしても取下げされません。

利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、「情報作成区分」を「修正」としてデータ作成し請求してください。

※上限額管理事業所が他事業所で、自事業所の利用者負担額が変更となる場合は、上限額管理事業所より当該結果票を送信して頂く必要があります。

#### ▼簡易入力システム・利用者負担上限額管理結果入力画面

利用者負担上限額管理結果票					
提供年月	平成	29	年	10	月分
管理事業所名	そうだん				
受給者証番号		?	障害児氏名		都道府県等名
情報作成区分	修正				
利用者負担上限月額		円	利用者負担上限額管理結果	1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。	
実績情報			合計		
No.	事業所番号	事業所名	総費用額	利用者負担額	管理結果後 利用者負担額
1					

情報照会

登録

クリア

削除

戻る